

あき地、空き家に対する苦情の対応指針(内規)

1. 緒言

戸頭地区においてあき地、空き家が多くなっている。それに伴い、雑草、竹木に関する苦情が発生し、対策要請が多く寄せられている。何らかの対策が必要である。

2. 目的

要請に対する対応指針を策定し、それに基づく具体的活動により住民の要請に応える。

3. 指針

(1) 措置対応

ア) 市条例に基づく対応とする。

- ① 具体的要請に対して、市政協力員を通して市に措置をお願いする。
- ② 民地でない部分は市に伐採等の措置を申し入れする。
- ③ 市の対応で改善されない場合は、再度市政協力員から市に対応を要請する。

イ) 町会独自の民地（私有地）への対応。

- ① 所有者（不在地主）への要請は従来通り市で対応する。
- ② 市の調査で所有者が判明した場合、市から所有者にお助け隊を紹介してもらう。

(2) 取手市空家等の適正管理に関する条例：(第4条 市民等による情報提供)

に対する町会活動

ア) 町民の声は市政協力員を通して、市へ伝達する。

イ) 町会活動

- ① 定期的に市に下記報告を行う。

I. 調査方法

- ・ 定期的方法；青色パトロール時調査する。
- ・ 不定期：普段の生活に於いて気づいて場合に報告する。

II. 調査内容（町の声参考）

- ・ 空き地の状況      ・ 空き家状況      ・ 樹木の道路へのはみ出し
- ・ 通行の妨げになる状況（見通しが悪い、歩道から車道に移らざるを得ない等）
- ・ 道路の不具合状況（凹凸状況、白線が不明確等）

- ② 各行事に於いて、「あき地、空き家の所有者の管理義務」啓もう活動を展開する。